

第六章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第六・一条 定義

この章の規定の適用上、貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及びその定義を適用する。

第六・二条 目的

この章の規定は、次のことによつて締約国間の物品の貿易を円滑にすることを目的とする。

- (a) 任意規格、強制規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。
- (b) 貿易の技術的障害に関する協定の実施を促進すること。
- (c) 各締約国の任意規格、強制規格及び適合性評価手続についての相互の理解を促進すること。
- (d) 任意規格、強制規格及び適合性評価手続の分野における締約国間の情報交換及び協力（関連する国際機関の活動におけるものを含む。）を強化すること。
- (e) この章の規定の下で生ずる問題に対処すること。
- (f) この条に規定する目的を実現するための枠組みを提供すること。

第六・三条 適用範囲

1 この章の規定は、中央政府機関の任意規格、強制規格及び適合性評価手続であつて、締約国間の物品の貿易に影響を及ぼし得るものについて適用する。この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 前章（衛生植物検疫措置）の規定の対象となる衛生植物検疫措置

(b) 政府機関が政府機関の生産又は消費の必要上作成する購入仕様

2 各締約国は、この章の規定を実施するに当たり、任意規格、強制規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用に責任を有する自国の領域内の地方政府機関及び非政府機関による遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

3 この章のいかなる規定も、締約国が貿易の技術的障害に関する協定及びこの章の規定に適合する態様で任意規格、強制規格及び適合性評価手続を立案し、制定し、適用し、又は維持することを妨げるものではない。

第六・四条 貿易の技術的障害に関する協定の確認及び組み込み

1 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく自国の権利及び義務を確認する。貿易の技術的障

害に関する協定の次の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

- (a) 第二条の規定（2.4、2.7、2.8及び2.12の規定を除く。）
 - (b) 4.2の規定
 - (c) 第五条の規定（5.4の規定を除く。）
 - (d) 6.3の規定
 - (e) 9.1の規定
 - (f) 附属書三の規定（Aの規定を除く。）
- 2 1の規定により組み込まれた貿易の技術的障害に関する協定の規定とこの章の他の規定とが抵触する場合には、この章の他の規定が優先する。
- 3 いずれの締約国も、1の規定により組み込まれた貿易の技術的障害に関する協定の規定に対する違反を申し立てるのみの紛争について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めはならない。

1 締約国は、国際規格、指針及び勧告が、強制規格、適合性評価手続及び国内の任意規格を調和し、並びに貿易に対する不必要な障害を削減する上で重要な役割を果たし得ることを認識する。

2 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定第二条、第五条及び附属書三に規定する国際規格、指針又は勧告があるかどうかを判断するに当たり、貿易の技術的障害に関する協定第二条、第五条及び附属書三の規定に関連する国際規格、指針及び勧告の作成のための原則についての委員会決定（文書番号G/TB/T/九、二千年十一月十三日、附属書四）並びにその後の関連する決定及び勧告であつて、WTOの貿易の技術的障害に関する委員会（以下この章において「WTOの貿易の技術的障害委員会」という。）が採択したものに定める原則を考慮する。

3 締約国は、適当な場合には、他の国際的な場（WTOの貿易の技術的障害委員会を含む。）における国際規格及び関連する問題に関する討議の文脈において、相互の調整及び連絡を強化する。

第六・六条 任意規格

1 各締約国は、任意規格の立案、制定及び適用に関して、国内の任意規格を立案し、制定し、及び適用する自国の標準化機関が、貿易の技術的障害に関する協定附属書三を受け入れ、かつ、遵守することを確保

する。

2 締約国は、国内の任意規格を作成するに当たり関連する国際規格の内容又は構成を修正する必要がある場合において、他の締約国の要請があったときは、自国の標準化機関に対し、内容及び構成においていかなる相違があるか並びに当該相違の理由を示すよう奨励する。この役務の提供のために課されるいかなる手数料も、送付に係る実費を除くほか、国内及び外国の者について同一の手数料とする。

3 2の規定を適用するほか、各締約国は、自国の標準化機関が、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように国際規格の内容及び構成の修正を立案し、制定し、又は適用しないことを確保することを確実に行う。

4 各締約国は、次の事項を含む分野において、自国の領域に所在する関連する標準化機関と他の締約国の標準化機関との間の協力を奨励する。

- (a) 任意規格に関する情報の交換
- (b) 任意規格の設定の手續に関する情報の交換
- (c) 相互に関心を有する分野における国際標準化の活動

第六・七条 強制規格

1 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 2.4 に規定する限りにおいて、関連する国際規格又はその関連部分を自国の強制規格の基礎として用いる。締約国は、関連する国際規格又はその関連部分を自国の強制規格の基礎として用いる。締約国は、関連する国際規格又はその関連部分を自国の強制規格の基礎として用いない場合において、他の締約国の要請があったときは、その理由を説明する。

2 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 2.2 の規定を実施するに当たり、強制規格の案が正当な目的の達成のために必要な範囲を超えて貿易制限的でないことを確保するため、利用可能な代替手段を検討する。

3 各締約国は、他の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他の締約国の強制規格が当該各締約国の強制規格の目的を十分に達成すると認められる場合に限る。

4 締約国は、他の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れないことを決定する場合において、当該他の締約国の要請があったときは、その決定を行った理由を説明する。

5 締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 2.8 の規定を実施するに当たり、デザイン又は記述的に示され

た特性ではなく性能に着目した製品の要件に基づく強制規格を定めない場合において、他の締約国の要請があつたときは、その理由を提供する。

6 締約国は、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じ、又は生ずるおそれがある場合を除くほか、輸出締約国に所在する生産者に対してその製品又は生産方法を輸入締約国の要件に適合させるための十分な時間的余裕を与えるため、強制規格の公表とその実施との間に合理的な期間を置く。この6の規定の適用上、「合理的な期間」とは、強制規格が追求する正当な目的を達成する上で効果的でない場合を除くほか、通常六箇月以上の期間をいうものと了解する。

7 他の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに關心を有する締約国の要請があつた場合には、要請を受けた当該他の締約国は、実行可能な限り、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連する情報（研究及び文書を含む。秘密の情報を除く。）を提供する。

8 各締約国は、自国の強制規格であつて、自国の中央政府機関が立案し、及び制定するものを自国の領域全体に一律に、かつ、一貫して適用する。この8のいかなる規定も、地方政府機関が、貿易の技術的障害に関する協定の規定に適合する態様で追加の強制規格を立案し、制定し、及び適用することを妨げるもの

と解してはならない。

第六・八条 適合性評価手続

1 貿易の技術的障害に関する協定^{5.4}の規定を適用するほか、各締約国は、中央政府機関が関連する国際規格又はその関連部分を自らの適合性評価手続の基礎として用いることを確保する。ただし、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止、人の健康又は安全の保護、動物又は植物の生命又は健康の保護、環境の保全、気候その他の地理的な基本的要因、基本的な技術上又は社会的生産基盤上の問題等の理由により、関連する国際規格又はその関連部分が当該各締約国にとって適当でない場合は、この限りでない。もつとも、この場合には、要請に応じ、十分な説明を行う。

2 各締約国は、適合性評価の効率性を高め、重複を避け、及び費用対効果を確保するために他の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることの重要性を認識する。

3 各締約国は、他の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、可能なときは、当該他の締約国における適合性評価手続の結果が受け入れられることを確保する。ただし、関係する強制規格又は任意規格との適合性について、当該他の締約国における適合性評価手続が自国の適

合性評価手続と同等の保証を与えない場合は、この限りでない。

4 締約国は、他の締約国の要請があつた場合には、当該他の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れない理由を説明する。

5 各締約国は、他の締約国において行われた適合性評価手続の結果の受入れを促進するための広範な仕組みが自国の状況及び関係する特定の分野の状況に応じて存在することを認識する。当該仕組みには、次の事項が含まれ得る。

- (a) 関係する締約国に所在する機関が行う適合性評価手続の結果に関する相互承認協定
- (b) 関係する締約国に所在する認定機関又は適合性評価機関の間の協力的かつ自発的な取決め
- (c) 適合性評価機関に資格を与えるための認定の利用（他の締約国が与える認定を承認するための関連する多数国間の協定又は取決めによるものを含む。）
- (d) 他の締約国に所在する適合性評価機関の指定
- (e) 締約国による他の締約国において行われた適合性評価手続の結果の一方的な承認
- (f) 製造者適合宣言又は供給者適合宣言

6 関係する締約国は、妥当な要請があった場合には、適合性評価手続の結果の受入れを促進するため、5 に規定する仕組みについて情報を交換し、又は経験を共有する（当該仕組みの策定及び適用に関するものを含む。）。

7 締約国は、関連する国際的な機関（地域的なものを含む。）が適合性評価の分野における協力において重要な役割を果たし得ることを認識する。これに関し、各締約国は、当該協力を促進するに当たり、締約国に所在する関連する機関のこれらの国際的な機関（地域的なものを含む。）における参加状況又は構成機関としての資格を考慮する。

8 締約国は、締約国間の適合性評価の結果の受入れを促進するために一層緊密に協力するに当たり締約国の関連する適合性評価機関の間の協力を奨励することに合意する。

9 各締約国は、可能な場合には、他の締約国に所在する適合性評価機関が自国に所在する適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で自国の適合性評価手続に参加することを認める。

10 締約国は、自国の適合性評価機関が自国の適合性評価手続に参加することを認め、かつ、他の締約国に所在する適合性評価機関が当該適合性評価手続に参加することを認めない場合において、当該他の締約国

の要請があつたときは、その拒否する決定の理由を説明する。

第六・九条 協力

1 締約国は、任意規格、強制規格及び適合性評価手続の分野において、この章の規定の目的に適合する協力を強化する。

2 各締約国は、他の締約国の要請があつた場合には、任意規格、強制規格及び適合性評価手続に係る相互に関心を有する事項に関する協力の提案に積極的な考慮を払う。

3 1及び2に規定する協力は、相互の合意により決定される条件に基づくものとし、次の事項を含むことができる。

(a) 任意規格、強制規格及び適合性評価手続の作成及び適用に関する助言、技術援助又は能力開発

(b) 締約国に所在する適合性評価機関（政府機関及び非政府機関の双方を含む。）の間の相互に関心を有する事項に関する協力

(c) 関連する地域機関及び国際機関の任意規格及び適合性評価手続の作成及び適用に関する活動における相互に関心を有する分野での協力（例えば、関連する地域機関及び国際機関が作成した相互承認のため

の枠組みへの参加を促進すること。）

(d) 任意規格、強制規格及び適合性評価手続の作成及び改善における協力の促進

(e) WTOの貿易の技術的障害委員会その他の関連する国際的又は地域的な場における連絡及び調整の強化

4 各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、相互の利益のための分野別の提案であつて、この章の規定に基づく協力のためのものを考慮する。

第六・十条 技術的討議

1 締約国は、貿易及びこの章の規定に関する問題を解決する必要性を認める場合には、技術的討議を書面により要請することができる。要請を受けた締約国は、可能な限り速やかに、その要請に応ずる。

2 要請を受けた締約国は、関係する締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、相互に満足すべき解決を得るため、六十日以内に要請を行った締約国との技術的討議を開始する。技術的討議については、関係する締約国が合意する手段を通じて行うことができる。

第六・十一条 透明性

1 締約国は、貿易の技術的障害に関する協定における透明性に関する規定の重要性を認識する。この点に
関し、締約国は、WTOの貿易の技術的障害委員会が発出した千九百九十五年一月一日以降にWTOの貿
易の技術的障害に関する委員会が採択した決定及び勧告（文書番号G/TBT/1/Rev.13）（そ
の改正を含む。）における関連する決定及び勧告を考慮する。

2 締約国は、書面による要請があった場合において、既に利用可能なときは、当該要請を行った締約国に
対し、通報した自国の強制規格及び適合性評価手続の英語による全文又は要約を提供する。当該強制規格
及び適合性評価手続の英語による全文又は要約が利用可能でない場合には、当該締約国は、当該要請を
行った締約国に対し、関係する締約国が合意する合理的な期間内に、及び可能なときは書面による要請を
受領した後三十日以内に、当該強制規格及び適合性評価手続の要件を記載した英語による要約を提供す
る。第二文の規定を実施するに当たっては、要約の内容は、要請を受けた締約国が決定する。

3 各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格
又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。

4 各締約国は、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じ、又は生ずるお

それがあつた場合を除くほか、他の締約国が書面による意見を提出するための期間として、貿易の技術的障害に関する協定 2.9 又は 5.6 の規定に従つて WTO に通報した日から六十日の期間を通常与える。各締約国は、他の締約国の意見を考慮するものとし、要請があつた場合には、当該意見に回答するよう努める。

5 各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、他の締約国の者が、自国の者に与えられる条件よりも不利でない条件で、自国による強制規格、国内の任意規格及び適合性評価手続の作成に関して公衆が利用可能な協議手続に参加することを認める。

6 締約国は、強制規格又は適合性評価手続への不適合により輸入貨物を輸入地で留置する場合には、輸入者又はその代表に対してその留置の理由を可能な限り速やかに通知する。

7 この章に別段の定めがある場合を除くほか、締約国がこの章の規定に基づいて要請する情報又は説明に關し、要請を受けた締約国は、關係する締約国が合意する合理的な期間内に、及び可能な場合には六十日以内に、印刷物で又は電子的に提供する。当該要請を受けた締約国は、求めに応じて、關係する締約国が合意する一又は二以上の言語又は可能な場合には英語により当該情報又は説明を提供する。

1 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定の実施の調整について責任を有する一又は二以上の連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関連職員の連絡先の詳細（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の関連する詳細を含む。）を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に速やかに通報する。

2 各締約国は、自国の連絡部局が任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する情報についての他の締約国からの全ての妥当な要請に応じて締約国間の当該情報の交換を促進することを確保する。

第六・十三条 実施取決め

締約国は、この章の規定を適用するための相互に関心を有する協力の分野を定めるため、二国間又は複数国間の取決めを作成することができる。この章に規定する取決めを作成した締約国は、相互に合意する場合には、当該取決めを物品に関する委員会に報告するよう奨励される。

第六・十四条 紛争解決

第十九章（紛争解決）の規定は、この協定が効力を生ずる時には、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。この不適用は、この協定が効力を生ずる日の後二年を経過した後に締約国による見直し

の対象とする。締約国は、当該見直しにおいて、第十九章（紛争解決）の規定のこの章の全部又は一部の規定への適用に関して積極的な考慮を払う。当該見直しについては、この協定が効力を生ずる日から三年以内に完了させなければならない。